

(平成28年4月1日改正後全文)

## 岡山県視覚障害者生活訓練等事業実施要綱

### 1 目的

本事業は視覚障害により日常生活に支障をきたしている者に対し、必要な相談・指導・訓練を行い、自立更生と社会参加の促進を図ることを目的として実施する。

### 2 指導内容

#### (1) 歩行訓練

- ・手引き歩行、屋内歩行、白杖歩行 等
- ・フォローアップ指導（修了者に対し、2～3か月後の確認訓練）

#### (2) コミュニケーション訓練

- ・パソコン訓練（音声）等を利用した初級程度の訓練（文字入力・メール作成等）
- ・点字訓練
- ・すみ字訓練 等

#### (3) 日常生活動作訓練

- ・調理訓練
- ・その他 ADL 訓練 等

#### (4) 当事者、家族、支援者に対する研修

- ・同行援護従事者に対する助言（白杖を利用した場合の援護の仕方）
- ・家庭での支援の工夫
- ・リハビリテーション医療と訓練の関わり 等

※年5回程度実施予定（場所：岡山県視覚障害者センターを予定）

#### (5) その他

本人、家族、支援者への視覚障害に関する相談、助言、紹介 等

### 3 実施回数

原則として、1ケースにつき：年間12回程度

（1回約1～2時間：年間約12～24時間程度）

### 4 実施場所・訓練形態

自宅周辺での訪問型訓練、又は岡山県視覚障害者センター周辺での通所型訓練。

## 5 指導方法

### 個別指導

※同地域からの申し込みが複数名になる場合は集団で実施することがある。

## 6 対象者（次の要件を全て満たす者）

- ① 県内在住の視覚障害者で、身体障害（視覚障害）者手帳の交付を受けている者、又は現在申請中の者  
ただし、居住市町村において同様の事業を行っている場合は、当該市町村事業を優先する。
- ② 訓練を実施するに当たり支障が生ずる視覚障害以外の著しい障害及び疾患を有しない者
- ③ 技術習得に意欲があり、継続して受講可能な者

※要件を満たしていない項目がある場合は、直接担当者まで相談すること。

※訓練の内容によっては、医師の診断書を求める場合がある。

## 7 対象人員

申し込みの状況により概ね20名程度

## 8 申し込み方法

### 【訓練希望者】

事前に地域生活支援事業所みちしるべ（岡山県視覚障害者センター内）へ電話等で相談すること。希望訓練内容を調整、面談を行った上で訓練実施の可否を検討する。訓練実施仮決定後、「岡山県視覚障害者生活訓練等申込書」（別紙）に必要事項を記入・捺印の上、居住地を管轄する市町村障害福祉担当課へ申し込みを行うこと。

### 【市町村障害福祉担当課】

申込書を受理した市町村障害福祉担当課は必ず封筒に「視覚障害者生活訓練等申込」と朱印し、下記【問い合わせ先】あてに郵送すること。

## 9 選考から訓練開始に至るまで

申請書受理後、事前調整、面談に基づき訓練実施の決定を行う。実施の如何に関わらず申請のあった市町村障害福祉担当課には文書で、訓練申請者には訓練実施決定を文書及び電話で連絡する。

## 10 申込期限

随時受付。

※申し込みの状況等によっては待機することがある。

## 1 1 その他

- ① 訓練費用は原則無料。指導に係わる経費（例：交通機関を利用した歩行指導時の交通費）は、全て訓練生の負担。
- ② 技術習得に対して、著しく意欲が欠如していると判断された場合は、本人に確認のうえ、指導・訓練を中止することがある。
- ③ 訓練期間は原則1年。ただし、1年では終了しなかった場合は次年度以降継続することもあるが、最長2年を限度とする。

## 1 2 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、「岡山県個人情報保護条例」及び「社会福祉法人岡山県視覚障害者協会個人情報保護規定」に基づき、本事業の目的の範囲内で適切に利用・管理すること。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

○岡山県（実施主体・委託者）

担当課：保健福祉部障害福祉課

Tel 086-226-7362 Fax 086-224-6520

○岡山県視覚障害者センター

（指定管理者・受託者）

社会福祉法人岡山県視覚障害者協会

#### 【問い合わせ先】

○地域生活支援事業所みちしるべ

〒700-0927 岡山市北区西古松268-1

岡山県視覚障害者センター内

Tel 086-250-9912 Fax086-250-9913

視覚障害生活訓練担当：岡・岸本